

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年12月15日（水） 午前9時30分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 中平委員長・上田副委員長・林委員・吉津委員・綾城委員
江原委員・田中委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・白井主査
8. 協議事項
12月定例会本会議（12月10日）から付託された事件（議案6件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前10時06分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年12月15日

総務民生常任委員長

中 平 裕 二

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

中平委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。なお、採決は挙手により行います。賛成の方は挙手をしていただきますが、委員長が結果を宣告するまで、手を挙げたままお待ちください。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 6 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでは、はじめに、議案第 2 号「令和 3 年度 長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光井市民生活部長 おはようございます。それでは、議案第 2 号「国民健康保険事業特別会計」の補正予算につきましては、実績及び今後の見込みにより不足額を補正するものであり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 5 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光井市民生活部長 議案第 5 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料 6 ページに改正の趣旨及び内容等をお示ししており、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のと

おり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 34 —

— 再開 09 : 35 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 3 号「長門市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 議案第 3 号につきましては、議案参考資料 1 から 2 ページに記載のとおりであり、補足説明は特にございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 おはようございます。議案参考資料の 1 ページにございます、2 の条例の内容の中で、対象業種というのがあります。この中で、情報サービス業というふうにございますけれども、こちらは具体的にどのような仕事が挙げられるのかお尋ねいたします。

木原税務課長 情報サービス業と申しますのは、日本標準産業分類の中で分類されておりまして、大きく情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、それから情報通信の技術を利用する方法により業務及び当該業務によって得られた情報の整理または分析業務を行うサービス業となっております。その内容と言いますのが、情報サービス業におきましては、ソフトの開発、データ情報処理、提供サービス等でございます。有線放送業につきましては、ケーブルテレビとか本来の有線放送、こういったものになります。それからインターネット附随サービスにつきましては、ポータルサイト、サーバー運営、コンテンツ提供、クラウド事業などがこれにあたります。情報通信技術を利用する業務につきましては、分析業務としてコールセンター、あるいは通信販売、それから市場調査、シンクタンク等が挙げられるものでございます。

ひさなが委員 おはようございます。それでは今回の改正に関しまして、参考資料のほうにもありますが、取得価格の要件が改正前と大きく変わった点かなと思っております。改正の前は 2,700 万円を超えるもの、しかし今回は資本金額によりますが、500 万円まで下げられているというふうに伺っております。この点について、市内、市外事業者への周知方法が大切だと思いますが、この点に関してはどうに対応されるんでしょうか。お伺いいたします。

木原税務課長 令和４年度分につきましては、条例の議決予定日から１２月、あるいは１月の広報での掲載が困難でありますので、長門市の公式ホームページにおきまして、この長門市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除という項目を載せる予定としております。それから、ケーブルテレビ等でも文字放送で伝えてまいりたいと思っております。

吉津委員 おはようございます。私からは令和元年度からの３年間の過疎法による課税免除額について、どのようになっているのかお尋ねいたします。

木原税務課長 令和元年度から令和３年度までの３年間の課税免除額につきまして、これは旧過疎法に基づくものでございますが、全体の課税免除額が令和元年度は１,４２９万７,０００円、それから令和２年度９３７万５,０００円、令和３年度６６５万円という形になっております。そのうち、新規分が令和元年度につきましては２７５万４,０００円、令和２年度につきましては、１８０万４,０００円、令和３年度につきましては３７５万円となっております。

吉津委員 それと、旧過疎法によるものの令和５年度以降の課税免除の見込みについてお尋ねいたします。

木原税務課長 旧過疎法によるものにつきましては、令和４年度につきまして約３００万円、それから令和５年度につきましては１７６万円、これはいずれも令和３年度に申請のございましたものの続きになります。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。今一度、議案第３号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第３号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 ０９：４２ —

— 再開 ０９：４３ —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第４号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明の前に、委員長から説明員及び委員の皆様をお願いいたします。議案第４号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」の審査については、建築住宅課、企画政策課、総合窓口課の説明員の方々に出席いただいております。質疑及び答弁が複数課にまたがる場合は、委員長において答弁者を順に指名します。委員におかれましては、第１条の建築住宅課に対する質疑か、または第２条の企

画政策課、総合窓口課に対する質疑か、あるいは第 1 条、第 2 条両方に対する質疑かを可能な限り明らかにしたのち、質疑をお願いします。論点を明らかにし、審査を円滑に進めるよう努力しますので、皆様のご協力をお願いいたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 議案第 4 号につきましては、議案参考資料 3 から 5 ページに記載のとおりであり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは議案第 4 号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」について、まず 1 点ご質問させていただきます。改正条例第 2 条の見直しにかかる改正について、この時期に改正をする理由は何でしょうか。お尋ねいたします。

山田企画政策課長 証明手数料や交付手数料等につきましては、平成 17 年の合併以来、その額を据え置いておりましたが、その間の物価の上昇や県内各市の状況を踏まえまして、平成 30 年度には改正に向けた調査検討を開始しておりました。その後はコロナ禍などの社会情勢を考慮することといたしまして、令和 2 年度中の議案の提出は見送っていたところでありまして、今回施行日を令和 4 年 7 月 1 日とする議案を提出することにしたものでございます。

ひさなが委員 もう 1 点、企画政策課の方にお伺いしたいのですが、参考資料によりますと、手数料の料金が上がっております。県内他市の手数料の状況について、長門市と比較して今どういう状況なのかお尋ねいたします。

福田政策調整班長 今回 150 円から 200 円に改定する各種手数料につきましては、概ね下関市が 300 円、その他の 12 市が 200 円となっております。次に、今回 500 円から 700 円に改定する農地の現況証明につきましては、条例に手数料を設定されていない市もありますが、それ以外の市におきましては 400 円から 800 円の間で手数料の額を設定されております。

山田企画政策課長 今、1 点修正点がございまして、その他 12 市が 200 円と回答いたしましたけれども、11 市でございます。

綾城委員 総合窓口課さんにお尋ねいたします。これ、制度改正によるコンビニ交付で発生する手数料について、どのようになるのかお尋ねいたします。

松永総合窓口課長 今年の 2 月からマイナンバーカードを利用し、コンビニにおいて住民票及び印鑑証明書の交付サービスを実施しておりますが、手数料を現行のまま据え置くことで、コンビニ交付利用及びマイナンバーカード普及促進を図り、更なる市民サービスの向上につなげたいと考えます。

綾城委員 分かりました。これは市民に関わってくることだと思いますけれども、改正の周知の方法についてどのようになっているのか、お尋ねいたします。

福田政策調整班長 令和 4 年 7 月の施行まで、周知期間を半年間設定しておりますので、市広報やホームページ、窓口での掲示物などにより周知に努めてまいりたいと考えております。

吉津委員 第 1 条、第 2 条関係になると思うんですけれども、令和 2 年度決算ベースでのそれぞれの年間実績についてお伺いをいたします。

中平委員長 これは 1 条から行いますので、建築住宅課さんに。

大庭建築住宅課長 それでは 1 条関係についてお答えいたします。令和 2 年度における長期優良住宅の申請件数ですけれども、17 件ございました。収入の実績としましては、10 万 2,000 円ほどになっております。

福田政策調整班長 第 2 条関係になります。証明手数料は 1 万 7,314 件、206 万 3,750 円。交付手数料は 1 万 5,559 件、237 万 4,150 円。同意手数料は 15 件、4 万 5,000 円となります。なお、調査手数料、閲覧照合手数料、許可手数料につきましては令和 2 年度の証明交付等の実績はありません。

吉津委員 これも 1 条、2 条関係になるんですけれども、改正後の歳入の見込みについて、その影響額をお伺いいたします。

中平委員長 1 条関係から。

大庭建築住宅課長 令和 3 年度なんですけれども、見込みについては不確定な要素がございまして、令和 2 年度ベースで計算した場合、金額的に約 2 倍の金額となります。ですから合計で 20 万 4,000 円という形の数字になろうかと思っております。

福田政策調整班長 第 2 条関係になります。あくまで令和 2 年度の決算ベースでの試算になりますが、証明手数料は 77 万 3,000 円の増、交付手数料は 71 万 1,600 円の増、同意手数料は 4 万 5,000 円の減で、合計しますと 143 万 9,600 円の増と見込んでおります。

吉津委員 次は第 2 条関係になります。廃止、統合する手数料について、その理由をお伺いいたします。

福田政策調整班長 廃止をする調査手数料、許可手数料、同意手数料につきましては、県内他市におきまして取扱いがないため、均衡を考慮いたしまして廃止することといたしました。また、証明手数料のうち、消防・救急関係諸証明手数料につきましては、近年実績がないため、廃止することとしたところです。統合いたします筆界点座標値交付、図根多角点成果交付、地籍図及び図根多角網図交付手数料につきましては、現在筆界点座標値と図根多角点成果、また、図根多角網図と図根多角点成果など、複数の種別を合わせた図面等を交付していますことから、これらの種別を統合し、名称を地籍調査の成果等の写しの交付に改めることといたしました。

吉津委員 最後に第 2 条関係、改めて 7 月改正にした理由についてお尋ねして

質疑を終わります。

山田企画政策課長 施行時期を 4 月ではなく 7 月としました理由につきましては、年度初めの窓口の混乱を避けること、それと十分な周知期間を設けること、この 2 つの理由により 7 月からとしたものでございます。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。

上田委員 見直しの考え方の中に、綾城さんも触れられましたけれども、コンビニの件がうたわれております。これの現行料金を据え置くというのと、マイナンバーカードの取得率向上については別物と思うんですけども、今全国的な傾向かもしれませんが、まだなかなか思うようにマイナンバーカードが普及していない、特段今注力されているような普及に関しての策がありましたらちょっと教えていただきたいんですが。

松永総合窓口課長 こちらで今マイナンバーカードの普及促進というふうにお答えいたしましたのは、コンビニで利用していただくためにはマイナンバーカードが必要なので、コンビニで利用していただくために取得していただけるかなということと、今実施しておりますのは、出張サービスと言いますか必要なところにはこちらの職員が出向きまして、出張で申請を受け付け等、そういう対応をしております。

中平委員長 ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 4 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 55 —

— 再開 09 : 56 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 8 号「長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 議案第 8 号につきましては、議案参考資料 9 から 10 ページに記載のとおりであり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは議案第 8 号「長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について」ご質問いたします。今回ほかの指定管理等も出てきておりますが、その指定の期間はだいたい 3 年間であったり 5 年間であったりだと思いますが、今回指定の期間が 1 年間の理由についてお伺いいたします。

山田企画政策課長 今回の指定管理候補者の選定にあたりましては、議案参考資料の 10 ページに選定の経緯を記載しておりますとおり、光ファイバー網整備の遅れに起因して、公募によらない選定としたところであります。公募によらない理由が光ファイバー網が完成する令和 4 年度のみであることから、指定管理期間を 1 年間としたところであります。

ひさなが委員 また、この件について債務負担行為を設定していない理由についてお伺いいたします。

山田企画政策課長 行政の予算は単一年度で完結することが原則ですが、指定管理や利子補給など、事業が 1 つの年度で完結せずに、のちの年度においても負担をしなければならない場合がございます。このような場合には、あらかじめのちの年度の債務を約束することを予算で決めておくことができ、これを債務負担行為と言います。今回のケーブルテレビ放送施設の指定管理につきましては、令和 4 年度 1 年間の指定管理であり、複数年にまたがるものではなく、1 つの年度で完結しますので、債務負担行為は設定をしていないところでございます。

ひさなが委員 この指定管理料について、1 年間で 3,504 万 3,000 円になっております。例年 4,000 万円くらいだったと認識しておりますが、この金額が安くなっていることに関して、また、指定管理料の推移に関して、その状況を担当課としてはどう分析しているのかをお伺いいたします。

山田企画政策課長 ケーブルテレビ放送施設の指定管理料につきましては、令和 2 年度の決算額が 4,520 万 9,000 円、令和 3 年度の見込額が 3,934 万円となっており、今回提出しております、令和 4 年度の指定管理料が議案参考資料 9 ページに記載のとおり、3,504 万 3,000 円となっております。令和 3 年度と令和 4 年度を比較しますと、429 万 7,000 円の減額となります。加えまして、令和 4 年度の指定管理料には、指定管理料とは別にこれまで市の予算から直接支出しておりました番組放送や映像編集などの各種機器のリース料やライセンス料など、約 1,300 万円の費用も含めております。これを合わせますと、令和 3 年度との比較では 1,700 万円以上の減額効果が表れているところであります。この減額効果の要因としましては、まずもって民間事業者の経営感覚により指定管理を行われてこられました、ながとてれび株式会社の経営努力によるものが大きいものと考えております。もう 1 点としましては、光ファイバー網の整備効果が大きく、インターネット契約の増加や維持管理面での電気代の大幅な削減

などにつながっているところでございます。

上田委員 今の額面の推移につきまして、今一度尋ねたいんですけれども、こういった内容は、私、別にながとてれびさんの肩を持つわけじゃないんですけれどね、値段が、金額が下がればいいというものではなくて、やはり業務なりサービスというものが低下するということをやっぱり止めなきゃいけないという側面もあろうかと思うんですよね。これからいろんな要素が絡んで入ってくると思うんですけれども、無理にどんどん下げるという方向性だけでは、そのへんのお願いする側としての注意点がもしございましたら一言お願いしたいんですけど。

山田企画政策課長 この度の減額は、それぞれ理由がありまして、たとえば上位回線を切り替えて、よりサービスを高速にしながら経費を抑えるなどしたもので、サービスを落としたことに起因する減額ではございません。より効率的な運営を実施していくための改正によって減額が生じているものでございます。今後光ファイバー網整備事業、この効果がまだ全体では半分以下の効果になっておりますので、また来年度 1 年間を見まして、次、令和 5 年度からの指定管理については、そのような効果も反映させていきたいと考えております。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 8 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 14 号「長門市過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林企画総務部長 議案第 14 号につきましては、配付しております計画書及び議案参考資料 19 ページに記載のとおりであり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 第 14 号「長門市過疎地域持続的発展計画の策定について」、1 点のみお伺いしたいと思います。こちらは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに施行されたことに伴い策定するものとされていますが、今までと大きく変わっている点があれば教えてください。

山田企画政策課長 新過疎法は、過疎地域の自立に向けて、自立的発展を実現することが重要であるとの認識に立ったうえで成立しておりまして、過疎対策の実効性を高めるために、過疎計画の記載事項として、目標及び達成状況の評価を追加することになっております。それと、法第 4 条に人材の確保育成、地

域の情報化、子育て環境の確保、再生可能エネルギーの利用の促進の目標が追加されておりまして、これらの項目について計画の項目を追加し、内容を充実させたところでございます。

中平委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第14号全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10:06 —